

相談無料

えべつし 江別市

せいねんこうけんしえん

成年後見支援センター

高齢の方や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

制度

- 成年後見制度について、くわしく知りたい。

- 成年後見等の申立て手続きがわからない。

契約

- 福祉サービスを利用したいが自分で契約できない。

- 施設入所を考えているが、ひとりきり一人で決めるのが不安。

財産

- 財産の管理が自分でできない。

- 訪問販売や悪徳商法の被害をう受けている。

- 年金が本人のために使われていない。

将来

- 自分に何かあったときに、障がいのある子どもの生活が心配。

- 身寄りがないので、今後の財産管理が不安。

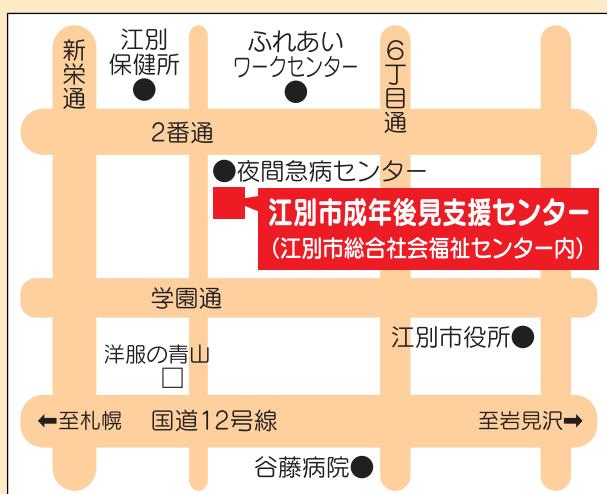
お問い合わせ

社会福祉法人 江別市社会福祉協議会
江別市成年後見支援センター
(江別市委託事業)

〒069-0811 江別市錦町14-87
江別市総合社会福祉センター内
☎(011) 375-8988 (直通) ▪ 385-1234 (代表)
E-mail:kouken@ebetsu-shyakyo.jp

【開設時間】

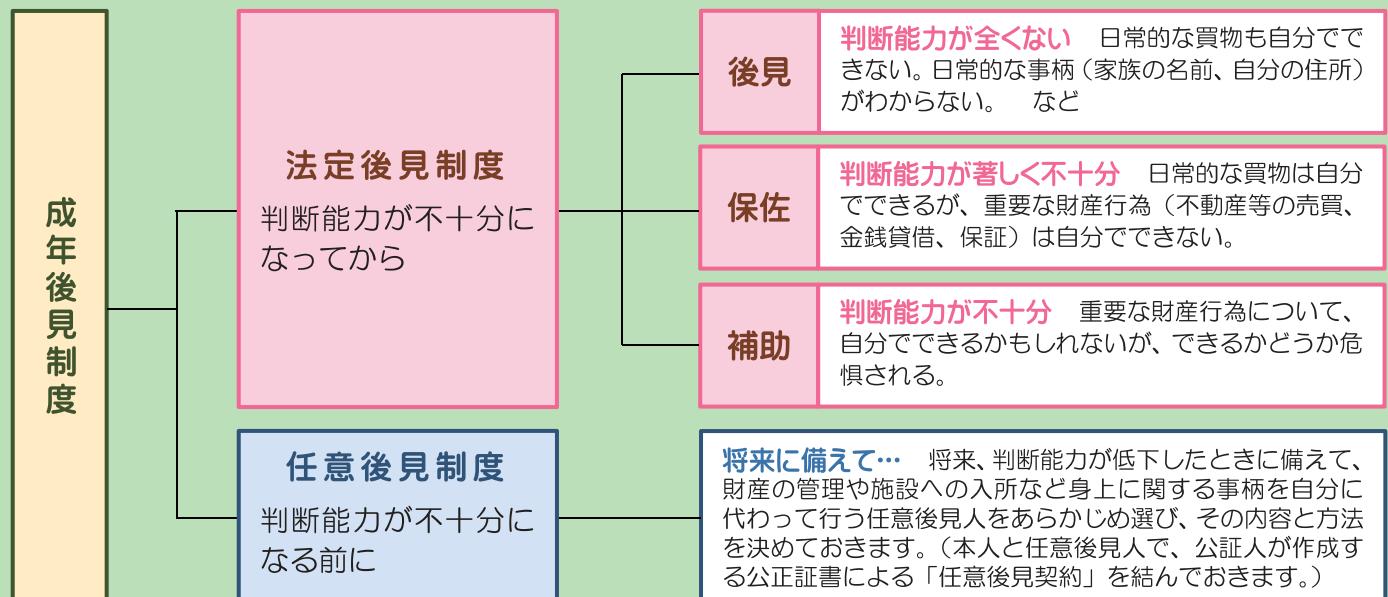
月曜日～金曜日 8時45分～17時15分
土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休みです。



成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、「法定後見制度」は本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。



成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「**身上監護**」と「**財産管理**」です。

- 身上監護** 本人がその人らしい生活を送るために、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかる諸手続のお手伝いをすることです。
財産管理 不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理することです。

社協は成年後見支援センターを運営するとともに、家庭裁判所の審判に基づき、法人として後見業務を行います。

社協の後見業務では、地域の身近な立場で支援する市民後見人が法人後見の支援員となり、被後見人への定期的な訪問や施設利用料などの支払いを行います。

相談

成年後見制度の必要性や関連する諸制度の紹介をします。



江別市
成年後見支援センター



手続き支援

制度の利用が必要な方やその家族に対して、制度利用の手続きの説明・助言をします。

普及啓発

成年後見制度の普及啓発を目的とした情報の発信、制度を理解する講演会等を開催します。



市民後見人の養成

成年後見制度を利用する方の生活を身近な立場で支援する「市民後見人」の養成を行います。